

議第31号

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2 月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 3 項 を 削 る。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

病院事業の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。